

# 陳情処理状況報告書

- . - . - 陳 情 - . - . -

○経営企画委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
1-1	8. 2. 24	学校園における 感染対策の再構 築と子どもの将 来・地域社会を 守る対策に関す る陳情	富山市 個人	<p>現在、自治体からは「文部科学省の通知に沿って適切に対応している」との説明が繰り返されています。しかし当該通知は法令ではなく行政通知であり、地域の実情や科学的知見を踏まえた主体的判断を妨げるものではありません。それにもかかわらず、「国通知に沿っている」という一点のみを根拠とする答弁が毎回ほぼ同文で繰り返されていることは、地域独自の検証や再評価が十分に行われていないことを示していると言わざるを得ません。</p> <p>新型コロナウイルス感染症はエアロゾル感染を主経路とし、屋内で長時間・多数が滞在する環境で拡大しやすいことは、世界保健機関(WHO)や米国疾病予防管理センター(CDC)も示しています。学校園は典型的な高リスク環境でありながら、「マスク着用を求めないことを基本」とする運用を前提とすることは、予防原則に照らして合理的とは言えません。学校という公共性の高い場での感染を軽く見ているのではないかとの強い疑念を抱かざるを得ません。</p> <p>学校内では、児童生徒から教職員へ、教職員から児童生徒へという双方向感染が現実的に生じ得ます。教職員の感染は教育機能の低下を招き、子どもの学習環境の不安定化にも直結します。また、子どもが感染すれば保護者は看病や待機のため就業を制限され、さらに看病する大人が二次感染すれば世帯収入の減少や医療費負担が生じます。学校での感染は、家庭経済や地域経済にも波及する社会的コストを伴う問題です。</p> <p>加えて、子どもの自殺が増加している現状について議論する際、新型コロナ感染や罹患後症状の影響可能性を十分に検討せずに論じることは、極めて不十分であり誤りです。罹患後症状には、持続的倦怠感、睡眠障害、集中困難、記憶障害、抑うつ症状など精神的・神経学的影響が報告されており、学業不振や孤立感の増</p>

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p>大に直結し得ます。感染歴や後遺症の影響を検証せずに、子どもの自殺問題を単純化することは、真の原因分析を歪める危険があります。発達途上にある子どもにとって、反復感染を避けることは生命・将来双方を守る観点から極めて重要です。</p> <p>以上のことから、「国通知に沿う」という形式的説明の反復ではなく、学校という場の感染リスクとその社会的波及、さらには子どもの長期的心身影響まで含めた包括的検証を行い、自治体として主体的かつ科学的根拠に基づく対策を再構築することを強く求めます。</p> <p>1. -1 文科省方針の再検討を国に求めること</p> <p>「マスク着用を求めないことを基本とする」という方針は現場で誤運用が生じており、感染対策上不適切です。自治体として、科学的根拠に基づいて当該方針の撤回または全面見直しを文科省へ働きかけてください。</p> <p>2. -1 マスク着用の徹底と誤指導の是正</p> <p>空気感染を抑制するためにマスクは有効であり、児童生徒・教職員が着用を妨げられない環境整備が必要です。「外させる」「禁止する」といった誤指導があれば速やかに是正してください。</p> <p>3. -1 自治体独自のガイドライン策定</p> <p>文科省方針の誤読により混乱が生じています。自治体として、感染状況に応じてマスク推奨・徹底を行えること、着用を妨げないこと、科学的根拠に基づく運用を明記したガイドラインを策定してください。</p> <p>4. -1 換気設備の整備と二酸化炭素濃度の常時監視</p> <p>二酸化炭素濃度は換気の科学的指標です。教室ごとにセンサーを常設し、1000ppm以下を目安として換気を管理できる体制を整えてください。</p> <p>6. -1 学校版の段階的対策と警報制度の</p>



- . - . -      陳                      情                      - . - . -

○経営企画委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
5	8. 2. 27	富山県職員の電話応対における所属・氏名の名乗り徹底と適正な人事管理に関する陳情	富山市 個人	<p><b>【陳情の趣旨（目的）】</b></p> <p>富山県職員が電話応対の際に、所属及び氏名を名乗らないという基本的な応対マナーの欠如が、複数の部署において繰り返し確認されています。</p> <p>本陳情は、この状況を改善し、県民に対する行政サービスの質を高めることを目的とします。あわせて、長期にわたる指導にもかかわらず改善が進まない現状を踏まえ、責任所在の明確化と、能力に応じた適正な人事管理の実施を求めるものです。</p> <p><b>【陳情の理由（必要性）】</b></p> <p>1. 責任所在の不明確さ</p> <p>行政機関として、所属や氏名を名乗らずに応対することは、回答内容に疑義が生じた際の再問い合わせを困難にし、行政責任の所在を曖昧にする不適切な行為です。電話応対における名乗りは、県民への説明責任を果たすための最低限の基本事項であると考えます。</p> <p>2. 県民への実害</p> <p>職員による誤った案内や回答を信じた結果、第三者への確認等で無駄な手間や時間を費やす事例が発生しています。担当者が特定できなければ、こうした過失の検証・是正も困難となり、同様の被害が繰り返されるおそれがあります。</p> <p>3. 改善指導の実効性への疑問</p> <p>提出者は3年前より人事課に対して改善を求めてまいりましたが、現在もなお同様の応対が複数の場面で確認されています。多額の公金(人件費・研修費)を投じながら、社会人として基本的な電話マナーが定着しない現状は、指導・監督体制の実効性に課題があることを示唆しており、その改善が急務と考えます。</p>

- . - . -

陳

情

- . - . -

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p>4. 適材適所の人事管理の必要性</p> <p>行政職として基礎的な職務を継続して遂行できない状況が長期にわたる場合、組織全体の信頼を損なうことにもなりかねません。職員一人ひとりの能力・適性を適切に評価し、研修・指導の成果も踏まえた上で、人事配置や人事評価に適切に反映させることが、組織としての責任ある対応であると考えます。</p> <p><b>【要望事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電話応対の際に所属・氏名を名乗ることが、職務上必要なのか否かを明確にすること。必要がないというのであれば、新人研修の電話マナーから除外し、効率的な研修に改善することを求める。</li> <li>・ 繰り返し指導・研修を実施してもなお基本的な電話応対が行えない職員については、適材適所の観点から業務内容・配置の見直しを速やかに検討すること。</li> <li>・ 指導・研修を尽くしてもなお職務遂行の改善が認められない職員に対しては、人事評価制度を厳格かつ適正に運用し、その結果を人事上の判断に適切に反映させること。</li> <li>・ 上記の改善策および進捗状況について、人事課における指導・監督体制のあり方を含め検証し、その結果を適切な形で明らかにすること。</li> </ul>

- . - . -      陳                      情                      - . - . -

○経営企画委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
6	8. 2. 27	富山県庁舎等管理規則に基づく適切な駐車場管理および責任者への意見申出方法の周知に関する陳情	富山市 個人	<p><b>【陳情の要旨】</b></p> <p>富山県庁舎内駐車場における不適切駐車の状態を是正するため、「富山県庁舎等管理規則第7条」に基づいた守衛・職員の職務徹底を求めるとともに、現場で改善されない事案について、県民が庁舎管理責任者へ直接要望を伝えるための具体的手段（来庁、電話、メール、郵便）を広く周知することを求めます。</p> <p><b>【陳情の理由と必要性】</b></p> <p>1. 法令に基づく管理義務の不履行</p> <p>「富山県庁舎等管理規則第7条」において、守衛は庁舎の秩序維持、保全及び使用の規制に従事することが定められています。しかし、県庁内駐車場の身体障害者専用スペース前という、駐車が認められていない箇所に配送用車両が繰り返し駐車されている事態が3年前から継続しています。受付窓口や守衛職員に繰り返し指摘を行ってきたにもかかわらず、一向に改善されない現状は、同規則に基づく職務が適切に遂行されているとは言い難い状況です。</p> <p>2. 組織的な情報共有の欠如と隠蔽の懸念</p> <p>管財課の庁舎管理責任者に対し、直接この問題を指摘した際、「そのような報告は聞いていない」との回答がありました。現場の守衛や職員が規則に基づき適正に職務に当たり、かつ報告義務を果たしていれば、責任者が「把握していない」という事態は起こり得ません。組織としてのガバナンスが機能していないことは明らかです。</p> <p>3. 県民の直接要望ルートの確立と周知の必要性</p> <p>現場での指摘が責任者に伝わらない現状では、県民は「責任者に直接要望を届けなければ検討すらされない」と判断せざるを得ません。行政の透明性と信</p>

— . — . —

# 陳

# 情

— . — . —

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p>頼を回復するためには、現場で解決困難な課題について、県民が直接責任者にアクセスできる窓口を明確化し、周知することが不可欠です。</p> <p><b>【要望事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・富山県庁舎等管理規則第7条に基づき、守衛及び関係職員に対し、駐車禁止場所への繰り返し車両駐車を厳格に規制するよう徹底指導すること。</li><li>・現場で受けた指摘が確実に庁舎管理責任者まで共有・記録される体制を構築すること。</li><li>・責任者へ直接要望を伝える方法（出向く際の窓口、電話番号、メールアドレス、郵送先）を県ウェブサイトや広報誌、庁内掲示等により県民へ分かりやすく周知すること。</li></ul>

- . - . -      陳                      情                      - . - . -

○経営企画委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
7	8. 2. 27	富山県農林水産総合技術センター農業研究所における公有地境界管理の適正化及び監査業務・公会計決算書への影響確認を求める陳情	富山市 個人	<p>1. 陳情の趣旨</p> <p>(1) 他者所有地の無断使用と公金の不適切支出について</p> <p>富山県農林水産総合技術センター農業研究所（以下「農業研究所」という。）において、富山市が所有する土地を県の土地であると主張し、長年にわたり農薬等の薬剤の散布その他の管理行為を無断で行ってきた事実があります。これにより多額の県公金が他者所有地の管理のために費消されており、公金の適正使用の観点から重大な問題です。</p> <p>(2) 管財課の回答と規則の解釈問題について</p> <p>この問題を富山県財産管理規則を所管する管財課へ指摘したところ、富山県知事名の文書により、以下のとおり回答がありました。</p> <p>「富山県財産管理規則第13条では土地の境界を把握するよう規定しているが、（陳情提出者）の言う「境界測量図」を用いて行わなければならないとはされていないため、土地によっては令和7年8月27日に農業研究所が開示したような図面で確認している場合もある」</p> <p>富山県財産管理規則第13条は以下のとおり定めています。</p> <p>第13条 部局の長は、その所管する公有財産について常にその現状を把握し、特に次の各号に掲げる事項に注意しなければならない。</p> <p>(1) 公有財産の使用目的の適否</p> <p>(2) 公有財産の維持保存</p> <p>(3) 電気、ガス、給排水等の施設の良否</p> <p>(4) 土地の境界</p> <p>(5) 財産台帳及び付属図面との照合確認</p>

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p>2 部局の長は、その管理に属する土地の境界を明らかにするため、境界標（別表第2）を敷設しなければならない。</p> <p>同条第2項は境界標の敷設を義務として明示しています。知事の回答によれば、フリーハンドの図面で境界を把握し、敷設義務が課せられている境界標を設置していることがわかる。結果として、県は自らが管理する土地の境界を測量した結果だけでは敷設されていない現状であると、知事自身も認めている。さらに、同条第2項は境界標の「敷設義務」を定めているにもかかわらず、県が管理する全所属において境界標が適切に設置されているかどうか確認されていない恐れがあります。</p> <p>(3) 監査業務及び公会計決算書への影響について</p> <p>土地の境界が正確に確定されず、測量に基づく正確な土地面積が把握されていない場合、以下の重大な問題が生じる可能性があります。</p> <p>第一に、監査委員が実施する定期監査において、不動産等の公有財産に関する監査が正確に実施できるか否かが不明です。境界が不明確な土地を対象とした財産監査は、その正確性・信頼性を担保することが困難であり、監査業務の実効性に疑義が生じます。</p> <p>第二に、測量による正確な土地面積が算出されていない状況下では、土地の評価額も正確に算定されているとは言えません。この場合、富山県が公表している公会計の決算に関する資料、監査委員会へ提出している決算書、及び議会へ提出している決算書における土地の評価額・資産額に誤りが含まれている可能性があり、県の財産状況に関する公式文書の正確性が損なわれる恐れがあります。</p> <p>(4) 管財課の対応不備について</p>

- . - . -      陳                      情                      - . - . -

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p>管財課は、農業研究所において土地の境界をめぐるトラブルが生じていることを把握しながら、所管課として管理所属へどのような指導を行ったのかを一切明言せず、是正に向けた積極的な行動も確認できません。これは所管課としての職務を十分に果たしていないものと言わざるを得ません。</p> <p>2. 陳情の要旨</p> <p>以上の事実を踏まえ、下記の事項について適切な対応を行うよう強く要望します。</p> <p>(1) 県が管理する全公有地における境界標の適正設置確認</p> <p>富山県が管理する全公有地について、現在設置されている境界標が測量した図面を基に正確な位置に設置されているか確認すること。確認にあたっては、フリーハンド図面のみを根拠とするのではなく、測量に基づく正確な図面を用いて実施すること。</p> <p>(2) 境界標未設置の所属の確認</p> <p>境界標の設置は、富山県財産管理規則第13条第2項により義務とされているにもかかわらず、境界標を設置していない土地が存在する場合には、該当する所属及び土地をすべて確認・把握すること。</p> <p>(3) 境界標が不正確または未設置の場合の是正設置</p> <p>境界標が正確な位置に設置されていないことが判明した場合、または設置されていない場合には、速やかに測量を行ったうえで正確な位置への設置・再設置を行い、隣接土地所有者との境界を明確にすること。</p> <p>(4) 不備が確認された土地及び管理所属の公表</p> <p>境界標の未設置・不正確な設置が確認された土地及びその管理所属については、県民への説明責任を果たすた</p>

- . - . -      陳                      情                      - . - . -

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p>め、確認結果を速やかに公表すること。</p> <p>(5) 定期監査における不動産監査への影響の明確化</p> <p>土地の境界が測量によって正確に確定されていない現状において、監査委員が実施する定期監査の不動産等財産に係る監査が適正に実施できるか否かを明確にすること。監査の実施に支障が生じている、または生じる恐れがある場合には、正確な監査が実施できる体制を速やかに整備すること。</p> <p>(6) 公会計決算書等への影響確認と土地評価額の適正化</p> <p>測量が実施されず正確な土地面積が算出されていない状況が、富山県が公表している公会計の決算に関わる資料、監査委員会へ提出している決算書、及び議会へ提出している決算書における土地評価額・資産額の記載に影響を与えているか否かを明確にすること。</p> <p>影響があると認められる場合には、速やかに対象土地の測量を実施して正確な面積及び評価額を算出し、決算書類の正確性を確保したうえで適正な財産管理を行うこと。</p> <p>(7) 土地評価の正確性に関する法的根拠の公表</p> <p>測量が実施されていない土地が公有財産として管理されている事実を踏まえ、そのような状況下においても決算書における土地評価額が正確であるとする法的根拠を具体的に公表すること。</p>

- . - . -      陳                      情                      - . - . -

○経営企画委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
9	8. 3. 4	富山県庁舎内会議室の使用許可の根拠及び庁舎管理規則の適用に関する陳情	富山市 個人	<p>1. 陳情の趣旨</p> <p>富山県職員労働組合（以下「組合」という。）が富山県庁舎内の会議室を使用していることに関し、担当課である管財課に対して繰り返し質問を行ってきたにもかかわらず、一向に合理的な回答が得られない。</p> <p>令和7年10月20日、管財課に対して、令和6年及び令和7年の2年間において組合が「会議室使用申込書」を提出し、庁舎内会議室を使用した事実について、承諾した理由を質問した。これに対し、令和7年10月21日、同月22日及び令和8年2月19日の計三度にわたり回答がなされたが、いずれも合理的説明が得られなかったため、本陳情を提出するに至った。</p> <p>2. 経緯及び事実関係</p> <p>現時点において管財課から明確な回答として得られたものは、管財課は富山県庁舎管理規則に基づき、長年にわたって庁舎内会議室の使用許可を「県の職務の遂行に必要な場合のみ」に限定して与える運用を行っており、県の職務と直接関係のない目的による使用については許可を与えないこととしている、というものである。</p> <p>しかしながら、添付の「会議室使用申込書」には申請者として「富山県職員組合 A氏」と明記されている。陳情者が管財課に対し、なぜ当該申請書をもって「県の職務のための使用」と判断できたのかを質問したところ、担当者は「回答が難しい」と述べるにとどまった。上記の運用基準を自ら明言しておきながら、これと整合する説明ができないことは著しく矛盾している。</p> <p>管財課の説明によれば、A氏は休職中ではなく、県の職務を日常的に行っている職員であるとのことである。これは、富山県知事が地方公務員法第55条の2の趣旨に基づき、A氏が職務専念義務を全うできていると判断した結果として、休</p>



— . — . —

# 陳

# 情

— . — . —

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p>富山県職員労働組合は富山県から見て第三者に該当するの否かを、富山県庁舎管理規則上に明確に規定されたい。第三者に該当する場合はその旨を、該当しない場合は何をもって庁舎内会議室を使用できる当事者と位置付けるのかその根拠を、それぞれ規則上に明記されたい。</p> <p>2. 会議室の無償貸出基準の明確化</p> <p>富山県が、組合の活動は県へ貢献しているという理由をもって庁舎内会議室を無償貸出しているのであれば、その旨を富山県庁舎管理規則に明確に記載されたい。</p> <p>あわせて、県民が会議室の無償貸出を受けられない理由として、県への貢献がないこと又は貢献度合いが不十分であることが基準となっているのであれば、その旨を規則上に明確に規定されたい。貢献度合いにより会議室の貸出許可の可否を判断する仕組みであるならば、その判断基準及び手続を規則上に明示されたい。</p>

○教育警務委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
1-2	8. 2. 24	<p>学校園における 感染対策の再構 築と子どもの将 来・地域社会を 守る対策に関す る陳情</p>	<p>富山市 個人</p>	<p>現在、自治体からは「文部科学省の通知に沿って適切に対応している」との説明が繰り返されています。しかし当該通知は法令ではなく行政通知であり、地域の実情や科学的知見を踏まえた主体的判断を妨げるものではありません。それにもかかわらず、「国通知に沿っている」という一点のみを根拠とする答弁が毎回ほぼ同文で繰り返されていることは、地域独自の検証や再評価が十分に行われていないことを示していると言わざるを得ません。</p> <p>新型コロナウイルス感染症はエアロゾル感染を主経路とし、屋内で長時間・多数が滞在する環境で拡大しやすいことは、世界保健機関(WHO)や米国疾病予防管理センター(CDC)も示しています。学校園は典型的な高リスク環境でありながら、「マスク着用を求めないことを基本」とする運用を前提とすることは、予防原則に照らして合理的とは言えません。学校という公共性の高い場での感染を軽く見ているのではないかとの強い疑念を抱かざるを得ません。</p> <p>学校内では、児童生徒から教職員へ、教職員から児童生徒へという双方向感染が現実的に生じ得ます。教職員の感染は教育機能の低下を招き、子どもの学習環境の不安定化にも直結します。また、子どもが感染すれば保護者は看病や待機のため就業を制限され、さらに看病する大人が二次感染すれば世帯収入の減少や医療費負担が生じます。学校での感染は、家庭経済や地域経済にも波及する社会的コストを伴う問題です。</p> <p>加えて、子どもの自殺が増加している現状について議論する際、新型コロナ感染や罹患後症状の影響可能性を十分に検討せずに論じることは、極めて不十分であり誤りです。罹患後症状には、持続的倦怠感、睡眠障害、集中困難、記憶障害、抑うつ症状など精神的・神経学的影響が報告されており、学業不振や孤立感の増</p>

- . - . -      陳                      情                      - . - . -

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p>大に直結し得ます。感染歴や後遺症の影響を検証せずに、子どもの自殺問題を単純化することは、真の原因分析を歪める危険があります。発達途上にある子どもにとって、反復感染を避けることは生命・将来双方を守る観点から極めて重要です。</p> <p>以上のことから、「国通知に沿う」という形式的説明の反復ではなく、学校という場の感染リスクとその社会的波及、さらには子どもの長期的心身影響まで含めた包括的検証を行い、自治体として主体的かつ科学的根拠に基づく対策を再構築することを強く求めます。</p> <p>1. -2 文科省方針の再検討を国に求めること</p> <p>「マスク着用を求めないことを基本とする」という方針は現場で誤運用が生じており、感染対策上不適切です。自治体として、科学的根拠に基づいて当該方針の撤回または全面見直しを文科省へ働きかけてください。</p> <p>2. -2 マスク着用の徹底と誤指導の是正</p> <p>空気感染を抑制するためにマスクは有効であり、児童生徒・教職員が着用を妨げられない環境整備が必要です。「外させる」「禁止する」といった誤指導があれば速やかに是正してください。</p> <p>3. -2 自治体独自のガイドライン策定</p> <p>文科省方針の誤読により混乱が生じています。自治体として、感染状況に応じてマスク推奨・徹底を行えること、着用を妨げないこと、科学的根拠に基づく運用を明記したガイドラインを策定してください。</p> <p>4. -2 換気設備の整備と二酸化炭素濃度の常時監視</p> <p>二酸化炭素濃度は換気の科学的指標です。教室ごとにセンサーを常設し、1000ppm以下を目安として換気を管理できる体制を整えてください。</p> <p>6. -2 学校版の段階的対策と警報制度の</p>

- . - . -                      陳                      情                      - . - . -

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p>連動</p> <p>二酸化炭素濃度、欠席率、地域流行状況を基に「平常」「注意」「警戒」などの段階的対策を導入し、学級閉鎖に至る前に感染拡大を抑制できる仕組みを構築してください。</p> <p>8.-2 健康影響と家庭負担に関する情報提供の強化</p> <p>児童本人の体調悪化や家庭の負担増を早期に把握し支援につなげるため、学校を通じた情報提供や相談窓口の周知を徹底してください。</p>

※項目 1～4、6、8 は、経営企画委員会にも分割付託しており、枝番を付している。

※項目 5、7 は、厚生環境委員会に分割付託している。

- . - . -                      陳                      情                      - . - . -

○教育警務委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
11	8. 3. 6	目の前の県立高校生の教育条件を充実させるとともに、教職員の執務環境等の整備をすすめることを求める陳情	富山市千歳町 1-2-3 富山県高等学校 教職員組合 執行委員長 中山 洋一	<p><b>【陳情の趣旨】</b></p> <p>県政発展のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。</p> <p>令和7年度の県予算のうち県立高校の事業費は高校再編の方向性が不透明であることを理由に大きく削減されました（令和6年度比で-22%、17億円余の減額）。</p> <p>老朽化がすすむ校舎の長寿命化工事のペースが落とされ、LED化がストップし、プロジェクター・スクリーンが更新されませんでした。13年後の将来構想の検討が優先され、目の前の生徒の劣悪な教育条件、教職員の不合理な勤務実態の改善が後回しにされました。</p> <p>令和8年度の県予算案が県議会に提案されています。県立高校の事業費は前年度比+16%、10億円増ですが、一昨年度の水準には戻っていません。</p> <p>県立高校現場の厳しい実態が後回しにされることなく改善されるよう、予算措置を含め、下記の事項について早急に必要な対応を取っていただくことを陳情します。</p> <p><b>【陳情の項目】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 老朽校舎の改築・改修、施設・設備の修繕を進めること。長寿命化工事、大型建設事業、グラウンド整備などを、高校再編の方向性が不透明であるとの理由で遅らせることをやめること。</li> <li>2. 特別教室のエアコン設置を早期に完了し、体育館のエアコン設置の時期を前倒しするとともに、移動式エアコンの設置を今夏に間に合わせること。</li> <li>3. 保護者負担となった生徒の個人端末の充電カートでの充電を認めること。</li> <li>4. 保護者負担となった生徒の個人端末のうち、ウインドウズの仕様にofficeを入れること。</li> <li>5. 教室、体育館、運動場、農場のWifi</li> </ol>

- . - . -                      陳                      情                      - . - . -

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p>通信環境を整備すること。</p> <p>6. デジタル採点ソフトを全県立高校に 配備すること。</p> <p>7. 全ての県立高校に産業医資格のある 健康管理医を配置すること。</p> <p>8. 全教職員に執務用パソコンとタブレ ットを配備すること。</p> <p>9. 車利用の出張の際にかかる駐車料金 を不合理的な制約なく支給すること。</p> <p>10. 欠員が34名である実習助手を募集す ること。</p>

○厚生環境委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
1-3	8. 2. 24	<p>学校園における 感染対策の再構 築と子どもの将 来・地域社会を 守る対策に関す る陳情</p>	<p>富山市 個人</p>	<p>現在、自治体からは「文部科学省の通知に沿って適切に対応している」との説明が繰り返されています。しかし当該通知は法令ではなく行政通知であり、地域の実情や科学的知見を踏まえた主体的判断を妨げるものではありません。それにもかかわらず、「国通知に沿っている」という一点のみを根拠とする答弁が毎回ほぼ同文で繰り返されていることは、地域独自の検証や再評価が十分に行われていないことを示していると言わざるを得ません。</p> <p>新型コロナウイルス感染症はエアロゾル感染を主経路とし、屋内で長時間・多数が滞在する環境で拡大しやすいことは、世界保健機関(WHO)や米国疾病予防管理センター(CDC)も示しています。学校園は典型的な高リスク環境でありながら、「マスク着用を求めないことを基本」とする運用を前提とすることは、予防原則に照らして合理的とは言えません。学校という公共性の高い場での感染を軽く見ているのではないかとの強い疑念を抱かざるを得ません。</p> <p>学校内では、児童生徒から教職員へ、教職員から児童生徒へという双方向感染が現実的に生じ得ます。教職員の感染は教育機能の低下を招き、子どもの学習環境の不安定化にも直結します。また、子どもが感染すれば保護者は看病や待機のため就業を制限され、さらに看病する大人が二次感染すれば世帯収入の減少や医療費負担が生じます。学校での感染は、家庭経済や地域経済にも波及する社会的コストを伴う問題です。</p> <p>加えて、子どもの自殺が増加している現状について議論する際、新型コロナ感染や罹患後症状の影響可能性を十分に検討せずに論じることは、極めて不十分であり誤りです。罹患後症状には、持続的倦怠感、睡眠障害、集中困難、記憶障害、抑うつ症状など精神的・神経学的影響が報告されており、学業不振や孤立感の増</p>

— . — . — . —

# 陳 情

— . — . — . —

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p>大に直結し得ます。感染歴や後遺症の影響を検証せずに、子どもの自殺問題を単純化することは、真の原因分析を歪める危険があります。発達途上にある子どもにとって、反復感染を避けることは生命・将来双方を守る観点から極めて重要です。</p> <p>以上のことから、「国通知に沿う」という形式的説明の反復ではなく、学校という場の感染リスクとその社会的波及、さらには子どもの長期的心身影響まで含めた包括的検証を行い、自治体として主体的かつ科学的根拠に基づく対策を再構築することを強く求めます。</p> <p>5. 子どものワクチン接種機会の確保と費用負担軽減</p> <p>小児においてもワクチンが罹患後症状リスクを減らすことが示されています。希望者が費用で断念することのないよう、接種機会の確保と助成を求めます。</p> <p>7. 住民からの情報収集による感染者・後遺症実態の把握</p> <p>後遺症や家庭負担は表面化しづらく、実態把握が不可欠です。アンケートや相談窓口等を通じ、地域の実態を調査し、学校園の対策やヤングケアラー支援に反映してください。</p>

※項目 1～4、6、8 は、経営企画委員会、教育警務委員会に分割付託している。

○厚生環境委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
2	8. 2. 24	全世代へのワクチン支援の強化と、子ども・現役世代を含む公平な接種体制に関する陳情	富山市 個人	<p>令和7年11月定例会代表質問において、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行して2年半余りが経過する中、感染予防やワクチン接種への意識の低下、自治体間の自己負担額格差、重症化リスクの高い高齢者の接種率低下への懸念、さらに百日ぜき・マイコプラズマ感染症・インフルエンザ等の同時流行による医療逼迫の可能性が指摘されました。ワクチン接種や基本的感染予防対策の徹底を改めて呼びかけるべきとの問題提起は、県民の健康と医療体制を守るうえで極めて重要であり、まず深く敬意と感謝を申し上げます。</p> <p>一方で、新型コロナウイルス感染症は高齢者のみならず、全世代に影響を及ぼす感染症であることを改めて強調する必要があります。子どもにおいても、頻度は限定的とはいえ重症化や死亡例が報告されており、また罹患後症状（いわゆる後遺症）により長期間にわたり学業や日常生活に支障を来す事例も存在します。無症状や軽症であっても後遺症が生じ得ることが知られており、再感染を重ねることによってリスクが高まる可能性も指摘されています。</p> <p>現役世代においては、感染や後遺症により就労が困難となる場合、企業活動や地域経済に直接的な影響が及びます。医療・福祉・教育・交通・物流など社会基盤を支える分野で感染が拡大すれば、欠勤や業務停滞が連鎖し、社会機能全体の安定性が損なわれます。学校園での感染拡大は家庭や職場へ波及し、再び地域へ広がる循環構造を生み出します。</p> <p>現在の制度は高齢者を中心に設計されており、国による助成終了後は自治体ごとの自己負担額に差が生じています。しかし、全世代に影響が及ぶ感染症に対し、特定世代に偏った支援体制のままでは、結果として医療逼迫や社会経済への影響を十分に抑えることはできません。</p> <p>感染症が複数同時に流行する時代にお</p>

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p>いては、重症化リスクの高い高齢者への支援は当然重要であると同時に、子ども・若年層・現役世代を含む全世代への公平な接種支援体制を整備することこそが、医療逼迫の防止、教育機会の確保、地域経済の安定、社会機能の維持につながります。</p> <p>本陳情は、代表質問で示された問題意識を共有しつつ、その射程を全世代へと広げ、より実効性ある感染症対策を構築することを目的とするものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 県独自の費用補助制度の創設・拡充                     <p>新型コロナワクチンの接種費用について、年齢にかかわらず補助対象とする制度を県独自に創設・拡充すること。少なくとも現役世代・子育て世代への負担軽減策を講じること。</p> </li> <li>2. 小児・若年層・子育て世代への相談体制および啓発の強化                     <p>保健所・学校園・子育て支援窓口・医療機関と連携し、安全性・有効性・後遺症リスクを含めた科学的情報を分かりやすく提供するとともに、対話型の相談体制を整備すること。</p> </li> <li>3. 社会機能を支える層への重点的接種支援                     <p>学校教職員、保育士、介護職員、医療従事者、交通・物流等、社会機能維持に不可欠な職種に対し、接種機会の確保および費用補助を重点的に実施すること。</p> </li> <li>4. 他ワクチン忌避連鎖の防止策の実施                     <p>新型コロナワクチンの自己負担増加が、インフルエンザ、麻疹風疹、HPV等の接種控えにつながらないよう、複数ワクチンの費用支援および広報強化を行うこと。</p> </li> <li>5. 国への制度改善要望の提出                     <p>定期接種対象の在り方、若年層の費用負担軽減、後遺症対策強化等について、国に対し制度改善を働きかけること。</p> </li> </ol>

- . - . -      陳                      情                      - . - . -

○地方創生産業委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
10	8. 3. 6	富山地方鉄道の 継続運行に向け た貨物輸送活用 の検討を求める 陳情	富山市 個人	<p>富山地方鉄道株式会社（以下「地鉄」という。）が運営する路線の継続運行に向けた検討が本格的に進められていることは、地域住民として深く注目するところでもあります。</p> <p>しかしながら、現在の検討において「利用者」すなわち旅客輸送のみを主眼に置いた議論が展開されており、また継続運行の根拠として観光客の増加という不確定要素が強調されている点に、大きな違和感と懸念を覚えます。観光客のみによって継続運行が成立するのであれば、そもそも今般の廃止問題は生じなかったはずであり、この点においても観光需要を柱とした継続策は現実的ではないと言わざるを得ません。</p> <p>つきましては、以下の事項について陳情いたします。</p> <p>1. 陳情の趣旨</p> <p>地鉄路線の継続運行の検討にあたり、旅客輸送に加え、沿線地域における貨物輸送の可能性を正式な検討課題として位置づけ、その実現可能性を早急に調査・研究されるよう強く求めるものであります。</p> <p>2. 陳情の理由</p> <p>(1) 旅客輸送のみに依拠した継続策の限界</p> <p>人口減少が確実に進行している中、旅客需要のみを前提とした継続運行は、公的資金の継続的な投入なしには極めて困難であります。将来の人口動態を踏まえれば、旅客だけに依存した収支改善策には構造的な限界があり、新たな収益の柱を構築することが不可欠です。</p> <p>(2) 過疎地域における貨物輸送の潜在的な需要</p> <p>道路交通の発展により全国的に鉄道貨物の需要は低下してきましたが、過疎地域においてはむしろその需要が高まる可</p>



— . . . —

# 陳

# 情

— . . . —

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p>3. 陳情事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 富山地方鉄道の継続運行の検討において、旅客輸送に加え、沿線地域の物流・貨物輸送の活用を正式な検討項目として位置づけること。</li><li>・ 貨物輸送の実現可能性について、国内外の事例調査・専門家による調査研究を早急に実施すること。</li><li>・ 旅客・貨物の共存運行に向けた安全管理体制・運行ダイヤ・車両等の課題について、具体的な検討を行うこと。</li><li>・ 不確定要素の高い観光需要のみを継続運行の根拠とする無責任な計画立案を避け、地域住民・沿線企業の物流需要を基盤とした持続可能な運行モデルを構築すること。</li><li>・ 地域の雇用創出・物流人材確保の観点から、鉄道貨物と地域配送の連携モデルについて関係機関と協議すること。</li></ul> <p>以上、地域住民の生活と地域経済の持続的発展を願い、誠実な御検討を心よりお願い申し上げます。</p>

- . - . -      陳                      情                      - . - . -

○議会運営委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
4	8. 2. 26	安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、医療・介護・障害福祉等報酬のさらなる引き上げを国に求める陳情	富山市豊田町1-1-70アパートメント秋202 富山県医療労働組合連合会 執行委員長 前田 洋志	<p><b>【陳情趣旨】</b></p> <p>政府は、2026年の診療報酬改定率を3.09%のプラス改定とし、介護報酬と障害福祉サービス等報酬改定率をそれぞれ2.03%と1.84%引き上げることで決定しました。そのこと自体は、地域から医療や介護事業所が無くなっていくことを食い止めようと、私たち医療・介護関係者と地方自治体や議員の方々から国に対して要請を重ねてきたことの反映であると受け止めております。しかし、残念ながら5万円の賃上げ（賃上げ率15.78%）と物価高騰対策など経営の安定化に必要な水準として私たちが求めていた10%以上の報酬改定には遠く及びません。政府の説明では、賃上げ率は3.2%（医療）～3.3%（介護・福祉）とされており、25年の全産業平均の賃上げ率（厚労省「令和7年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」では4.4%）や、26年春闘相場予測「5%」にはまったく及ばず、他産業との賃金格差は広がるばかりです。また事業所への経営支援額についても、経営を維持するために削減した賞与を元に戻し、経営悪化を回復させるには遠く及ばない改定率です。この間、置き去りにされてきた医療・介護・福祉労働者の賃金をまともな水準に引き上げ、「重要インフラ」でありながらも事業存続の危機にまで至っている医療や介護施設への援助を行うのであれば、診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬は最低でも10%以上の引き上げが不可欠です。</p> <p>「10%以上の引き上げ」については、昨年来、病院団体も政府への緊急要望で診療報酬改定率10%超の必要性を訴えており、東京都をはじめ各地方自治体も同様の意見書を国に提出しています。</p> <p>以上の趣旨から、私たちは、政府の責任ですべてのケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持発展のために、次の事項について、地方自治法第99条に基づき、国に対する意見書を提出す</p>

